

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、天理市及び五條市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十三年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

天理市

五條市

二 調査を行った期間

天理市 平成二十年十二月二十四日から平成二十二年九月十六日まで

五條市 平成二十年四月二十五日から平成二十二年二月二十四日まで

三 成果の名称

天理市（海知町の一部、武蔵町の一部）における地籍図及び地籍簿

五條市（西吉野町茄子原・平雄の各一部）における地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市海知町及び武蔵町の各一部の地域

五條市西吉野町茄子原及び西吉野町平雄の各一部の地域

五 認証年月日

平成二十三年九月二十二日